

2007年3月10日
小栗 実（鹿児島大学）

「憲法改正国民投票法案」について考える

1、憲法改正手続き

「第9章 改正

第96条

この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を為す成すものとして、直ちにこれを公布する。」

憲法改正のしくみ

憲法改正案の提案→国会による発議→国民投票→天皇による公布

2、憲法改正国民投票法案がなかったのはなぜか？

主に政治的な理由による。1955年には自治庁（いまの総務省）で国民投票法案の準備がなされたことが知られている。しかし、国会に上程されることはなかった。1955年の憲法改正の動きが失敗に終わって以来、政治の具体的課題として提案されることはなかった。改憲勢力はこの法案をだすことによる市民の否定的反応がでてくるのをおそれた。

3、憲法改正の動きと連動した国会内の動き

2004年12月3日
与党協議会実務者会議報告「日本国憲法改正国民投票法案骨子」

2005年4月25日
民主党憲法調査会総会「憲法改正国民投票法制に係る主な論点」

2006年5月26日

与党「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」

2006年5月26日

民主党「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」

その後、自民／民主での「修正」協議がつづいてきた。「憲法記念日までに成立させたい」と与党も民主党（枝野）も発言。与党は民主党との合意を考慮し、相当、「譲歩」。12月14日、両党が修正案を提示。

2007年

安倍首相は「憲法改正国民投票法案」の今国会通過を最大目標にした（1月）。単独採決も辞さずと、3月22日に公聴会を実施。しかし、民主党は参議院選挙での「対決」を考慮し、与党との修正に応じず。

3月27日

与党「憲法改正国民投票法案」に対する併合修正案を提出。その後、中央公聴会、地方公聴会がひらかれる。

4月9日

民主党も再修正案を提出（予定）。

4月13日

衆議院通過をねらう。

4、憲法改正国民投票法案の問題点

- 憲法改正国民投票法案の「本質」

本質は、明らかに9条をはじめ「憲法改正」をめざすステップと考えるべき。改憲推進勢力はその意図をかくしていない。「手続きだから、別にかまわないのでは」と考えてはならないのでは。

- そのために「なにがなんでも過半数を獲得せねば」と、できるだけ国民に参加させない強引なしくみが

（1）国民投票の期日

「第2条 国民投票は、国会が日本国憲法の改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において内閣が定める期日に行う。」

→最低の場合、60日。これでいいか？

(2) 国民投票運動に関する規制

一、公務員等の国民投票運動の禁止(→国家公務員法102条、地方公務員法36条)

附則に「検討」規定

二、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止(→公選法136条の2および137条)

三、投票事務関係者等の国民投票運動の禁止(→公選法135条)

四、組織的多数人買収罪

(3) 政党等が中心で、国民不在では

「国民投票広報協議会」(議席比率で構成)が「仕切る」

(4) 国民投票の効果

「第126条 国民投票において、憲法改正に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について日本国憲法第96条第1項の国民の承認があったものとする。」

→ハードルが低い順に「有効投票の過半数」「投票総数の過半数」「有権者の過半数」となる。今の案では、20%くらいの賛成票(投票率が40%だったとすると)で可決となる。投票率による投票の成立規定(最低投票率)は不要か？

→投票における「白票」の扱い方＝有効投票に加えるのか？

●なんとしても国民投票法をつくらなければならないために「アメ」も準備

(1) 投票権者

「第3条 日本国民で年齢満20年以上の者は、国民投票の投票権を有する。」(法制上の措置を附則に規定)

(2) 国民投票法および国会法の公布と施行(附則)

3年間は改憲案の提示も「憲法改正国民投票」もしないとしているが・・・。

(3) そのほか国政における重要な問題に係る案件の国民投票制も検討(附則)

●いそいで作ったために、十分な検討がなされていない点多々

(1) 国民投票の投票ははっきりしているか？

「第48条 投票は国民投票に係る憲法改正案ごとに、1人1票に限る」

国会法68条の3「前条の投票は憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。」

→これまで、改正案に対する一括投票か（自民党）改正点別投票か（民主党）でもめてきた。ここでは与党が一定「譲歩」。ただし、「内容において関連する事項ごとに」が具体的にどういうものになるのかやや不明。いま自民党が提示している改正の内容（全面改正）では、どのように「内容において関連する事項ごとに」投票にはなるのだろうか。

（2）有料のコマーシャル放送、規制すべきか、すべきでないか
（政党等による放送及び新聞広告）

「107条 政党等は、両議院の議長が定めるところにより、日本放送協会及び憲法改正案広報協議会が定める一般放送事業者のラジオ放送及びテレビジョン放送の放送設備により、憲法改正案に対する意見を無料で放送することができる。」

（投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限）

「106条 何人も、国民投票の期日前7日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条第1項の規定による場合を除くほか、一般放送事業者・・・の放送設備を利用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。」

（3）この「憲法改正案」の国会への提案をだれが行うのか？

案では、国会法を改正して、「第6章の2 日本国憲法の改正の発議」を新設

第102条の7「憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法の改正手続きに関する法律案を提出することができる。」→現在の「憲法調査会」を「憲法審査会」にあらため、新たな権限を与える。

まとめ

「あわてる必要はまったくない。・・・もとより憲法をめぐる論議は、いたずらな党利の思惑を排して進められるべきである。手続き法などを国政選の直前に争点にすること自体、違和感をもつ人も多いはずだ。・・・改憲が国会で発議されるような場面では、改憲テーマにふさわしい手続きもおのずと合意可能になると考える。異論はあろう。それを含めて議論に時間をかけるのは、けっして無駄なことでない」（2007年3月30日東京（中日）新聞社説）